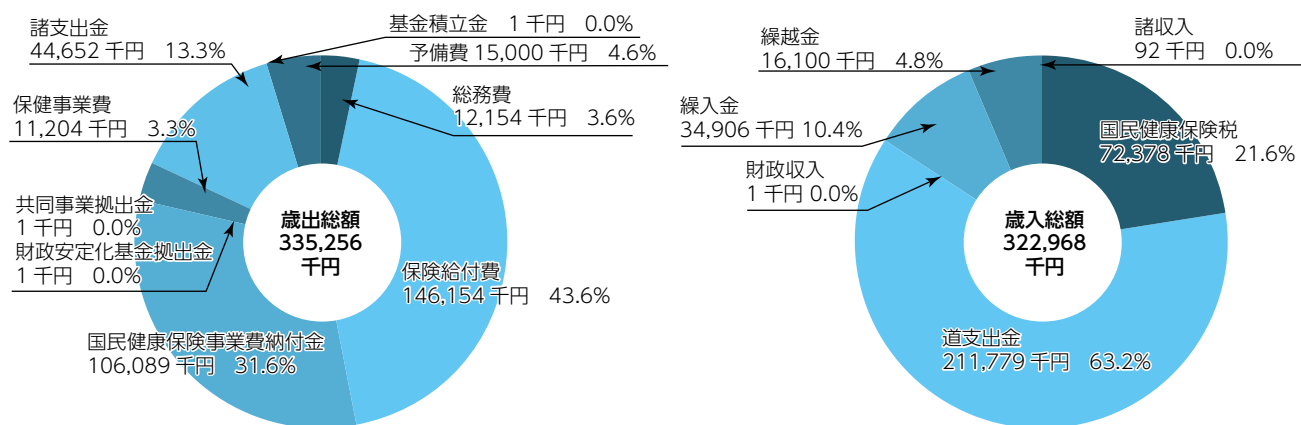


(4) 令和3年度幌延町国民健康保険特別会計当初予算の状況



国民健康保険被保険者証および各種医療費受給者証の更新について

現在使用されております国民健康保険被保険者証および各種医療費受給者証は令和3年7月31日が有効期限となっております。つきましては、下記期間において更新手続きを実施いたします。

また、各種医療費受給者証をお持ちの方には、更新の案内文を送付いたしますので、下記期間に申請をお願いいたします。

●期間・更新場所

7月12日(月)～30日(金)

幌延・下沼・北進・上幌延・開進地区の方 【住民生活課 生活グループ窓口】

問寒別・中間寒・上問寒・雄興地区の方 【問寒別出張所】

●更新の対象となるもの

- ・国民健康保険被保険者証
- ・重度心身障害者医療費受給者証 (緑色)
- ・ひとり親家庭等医療費受給者証 (黄色)
- ・こども医療費受給者証 (白色)

●お持ちいただくもの

《国民健康保険被保険者証を更新される方》

- ・現在使用されている国民健康保険被保険者証
- ・就学のため町外にお住まいの方については、在学証明書
- ・印鑑

《各種医療費受給者証を更新される方》

- ・受給されている方の被保険者証
- ・高校生以上の受給者については、在学証明書
- ・印鑑

●その他

令和3年3月からマイナンバーカードを保険証として使用することができる制度が開始されておりますが、ほとんどの医療機関で体制が整っておらず、一部の医療機関でのみ使用できる状況です。順次、対応可能な医療機関が拡大され、令和3年10月からほとんどの医療機関において本格運用される予定となっております。

マイナンバーカードを保険証として使用する際には事前登録が必要となりますので、希望される方はマイナンバーカードをお持ちの上、住民生活課生活グループ窓口にて手続きをお願いいたします。

なお、国民健康保険だけでなく、全ての健康保険が対象です。



お問い合わせ先: 住民生活課 生活グループ 電話: 5-1112 告知端末機: 5-8812